1905年臨時台湾戸口調査が語る台湾社会

——種族・言語・教育を中心に——

冨田　哲

(要約)

1905年に実施された臨時台湾戸口調査は，一時点における静態人口をあきらかにしようとする人口センサスであったが，それとともに，従来十分な成果をあげていなかった戸口調査を一段落させ，その後，警察の戸口調査簿を柱とした住民管理を進めていくための基盤を作りあげた点で非常に重要な意味を持っていた．本稿では，「内地」に住む人々とはことなる「異民族」の存在を意識して調査・分析がおこなわれた種族（エスニシティ）・言語・教育（かなの読み書き）に注目した．これらを含めた諸調査事項を通して台湾総督府は，「蕃地」をのぞけば，その統治領域に住む人々が何者であるのかを把握するための「社会地図」の獲得にかなりの程度成功したと言える．数値化されたデータをもとにした社会地図の描写は，日本統治開始以前からすでに台湾社会である程度共有されていた知に依拠したものになる場合もあれば，従来の社会地図の解体をともなうものになる場合もあった．

第1節　はじめに

人口センサスをすでに実施していたヨーロッパ各国の間で，19世紀なかばから，それぞれの調査項目を調整しようとする努力が重ねられた．1895年にベルンで開催された国際統計協会会議では，各国に対して1900年を期していっせいに人口センサスをおこなうこと，またその調査項目は1872年のサンクトペテルブルグでの国際統計会議で決議されたものにもとづくことなどが呼びかけられ，日本政府にもその勧誘があった．政府内にはかねてより国勢調査の実施を求める声があり，これを機に実施へ向けての運動も活発化したが1900年の調査は実現せず，1902年の「国勢調査ニ関スル法律」の成立，公布を受けて，1905年（明治38年）に日本初の国勢調査がおこなわれることになった[1]．一方，台湾総督府も1903年9月から官房文書課において本格的な準備に取りかかった[2]．もっとも，国勢調査に向けての政府の動きは鈍く，また日露戦争の影響もあって，結局「内地」では実施が見送られるのだが，台湾では，新領土の統治を円滑におこなうためには土地調査とともに人口調査が不可欠だと考えていた民政長官後藤新平が[3]，みずから1905年5月に設置された臨時台湾戸口調査部の部長に就き，同年10月1日に臨時台湾戸口調査という名称で調査がおこなわれた．日本統治時代の台湾ではこの後，1915年（大正4年）にやはり臨時台湾戸口調査が，そして1920年（大正9年）からは5年ごとに1940年（昭和15年）まで，「内地」と同時に計5回の国勢調査が各年10月1日におこなわれている[4]．ただし，1925年（大正14年）の調査までは「蕃地」に住む先住民族は調査の対象外とされていた．

ある時点における人口の全数調査が植民地で実施される場合，調査前後の過程，すなわち準

備，実際の調査，得られたデータの整理，そしてそれにもとづいた統計表の作成や分析などの一連の作業には，統治者側がみずからの支配する領域をどのように「想像」しているのか，つまり「その支配下にある人間たちがだれであるかという性格付け」のありようが反映されるだろうし，逆にそうした想像の仕方を統治者と被統治者の双方のうちに形成する契機にもなり得よう[5]．総督府の人口調査もまた，統治者が台湾という空間に何を見ようとしていたのか，そしてそこに存在する人々を何者として認識していたのか，あるいは認識しようとしていたのかを示すものであると言える．

ベネディクト・アンダーソンは，著書『想像の共同体』の改訂版に新たにつけくわえた一章で，地図，博物館とともに全数調査としての人口調査を，植民地国家がその領土をいかなる形で想像しているのかを示す道具として位置づけている．本稿も基本的にはそうした立場をとるが，一方で，台湾での事例を論ずるにあたっては，アンダーソンの議論が必ずしもあてはまらない点もあるように思える．

アンダーソンは，イギリスとスペインがみずからの植民地であるマラヤとフィリピンでおこなった人口調査で採用されている被統治者のアイデンティティ範疇が，少なくともある時期まで，ほとんどの被統治者の認識とはかけ離れたものであっただろうという推測をしている．統治者のまなざしの上において被統治者が何者であるかが規定され，被統治者自身にもそれらが内面化されていくことになったという指摘は，「東洋人の世界の認知可能性と自己確認とは，東洋人自身の努力によってもたらされたものではなく，むしろ，西洋がオリエントというものを同定するにあたって，認知作業の技術的操作のために採用した複合的手続きの総体によってもたらされたものなのである．・・・オリエントの知識は，力を背景に発生したものであるからこそ，ある意味で，オリエントや東洋人やオリエント世界を創造するのである」というエドワード・サイードの指摘とも呼応するものである[6]．つまり統治者には，被統治者の不在もしくは沈黙のうちに被統治者が何者たるかを規定してしまうような力が付与されており，その結果として，やがて被統治者がそれをみずからのアイデンティティとして保持する，あるいは保持せざるをえない状況が固定化していくというのである．

しかし，臨時台湾戸口調査が「各般行政ノ基礎タリ社会公衆ノ規準タルモノ之ヲ措テ他ニ求ムヘカラス」と位置づけられる以上[7]，そこで示されるデータが社会の現実から大きく遊離したものになってしまっては，総督府にとって多額の費用をかけて大規模な調査を実施する意味がなくなってしまう．「各般行政ノ基礎」なり「社会公衆ノ規準」なりを得ようとすれば，すでに日本統治が始まる以前から，被統治者社会，すなわち「内地人」に対置される「本島人」の間に共有されてきた意識や慣習などを参酌した調査項目の設定や分析も必要だったはずである．

たしかに一般的な話として，調査の立案にあたる側にとっての客観性や利便性などが考慮されるとき，えてして被統治者側の意識とは異なった分類がなされることがあるだろう．ただ，被統治者の沈黙が前提となることがある一方で，たとえ限定的かつ非対称的なものであったとしても，人口調査の立案にあたって，被統治者の側にある知が利用されることも十分にありえるのではないだろうか．もちろん，これは人口調査にとどまる話ではなく，統治する側がさまざまな事

業を通じて，いかに当該植民地に関する知を獲得，蓄積していくのかという観点から考えるべき問題ではある[8]．

上述『想像の共同体』でも紹介されているチャールズ・ハーシュマンによれば，植民地マラヤの初期のセンサス立案者にとっては，エスニック範疇に関する依拠すべき先例や方向性が存在せず，それらをみずからの経験や知識などにもとづいていわば発明しなければならなかったという[9]．アンダーソンの議論にしたがえば，こうした発明が，その地に「それ以前にあった社会地図」を解体し「新しい社会地図」を出現させたということになる[10]．しかし台湾での人口調査の随所には，従前の社会地図もまた顔をのぞかせている．本稿では，総督府がなぜ1905年に，臨時台湾戸口調査というかつてない規模での人口調査をおこなうことになったのか，またこの調査で「種族」「言語」「教育」として分析された事項におもに注目し，総督府がそれによっていかなる社会地図を得るに至ったのかをあきらかにしようとするものである．

なお臨時台湾戸口調査については，佐藤正広が『国勢調査と日本近代』において概略的にふれている．佐藤はここで，「内地」での1920年第1回国勢調査に向けて，調査をおこなう側がいかにして実施へ向けて知識，意思を共有していったのか，そして国家と民衆がそれまでにない規模で向き合う場となったその調査で何が起こっていたのかを具体的に分析しているが，それより先の台湾での臨時台湾戸口調査にも関心を寄せているのは，台湾では「内地」とは違い，調査される側の民衆の大多数が「異民族」として認識される人々だったからである[11]．本稿は，調査する側の意図や想像についての論述が中心となり，たとえば調査される側が調査に際してどのように振る舞ったのか，あるいは調査する側にありながらも，近代的な人口調査にはあまりなじみがなかったであろう多くの総督府職員が，講習会などを通してどのようにその概念や手法を受容していったのかということにまでは考察が及ばない．ただ，臨時台湾戸口調査が「異民族」とされた人々に対する支配の内実を明らかにする重要な手がかりとなりうるという点において，本稿は佐藤と共通の問題意識を有していると考える．というのも，臨時台湾戸口調査の種族・言語・教育の調査が，まさに「異民族」の存在を意識して実施されたものだったと言えるからである．1905年に計画されていた「内地」での国勢調査の政府案には，台湾での種族と言語にあたる調査項目はなかった．一方，「読ミ得ル者ハ読ムト記入シ読ミ書キ得ル者ハ読ミ書クト記入ス」ることになっていた「教育」という項がこの政府案にはあったが[12]，台湾での調査は第6節で述べるように，日本統治開始後の「異民族」に対する教育の普及の度合いをはかろうとするものであった．

第2節　1905年までの戸口調査と臨時台湾戸口調査

「戸口調査ノ結果ヲ記述論及シタルモノニシテ本調査最終ノ目的タリ」とされた『明治三十八年　臨時台湾戸口調査記述報文』（以下，『記述報文』）は[13]，その緒論の冒頭に「人口調査ノ発達及重要」という節を掲げ，清朝期の戸口調査が「調査ノ方法不備ニシテ学術上ハ勿論実務上ノ必要ニ応ス」ることのできないものであり，日本統治開始以後の戸口調査についても，「時勢ノ進展ニ伴ヒ焦眉ノ急ヲ救フニ過キ」ない「姑息ノ調査ハ幾回之ヲ反復スルモ其ノ効少」なかったと

記している[14]．

前節で言及したように，後藤新平は，統治政策をおしすすめるうえで土地調査と人口調査が非常に重要なものであると認識しており，こうした状況を放置しておくことはできなかったであろう．来たるべき臨時台湾戸口調査の説明，および調査の諸規則案に対する意見の聴取をおこなうため，1905年5月に開催された地方官会議で，後藤は「土地調査施行ノ当時ニ述ヘタルカ如ク地籍ト民籍調査ハ施政ノ根本ニシテ其ノ必要ハ固ヨリ論ヲ俟タス・・・先ツ比較的容易ナル土地調査事業ヲ先ニシ今ヤ其ノ事業ヲ終了セルヲ以テ自然ノ順序トシテ戸口調査ニ著手セリ国勢調査ヲ本年全版図内ニ施行スルコトハ帝国議会ニ於テ協賛ヲ得サリシニモ拘ラス本島ニ於テハ特ニ必要アルヲ以テ総督府ハ戸口調査ノ名ヲ以テ之カ実行ニ著手セリ」と述べている[15]．1898年に始まった臨時台湾土地調査局による調査事業はすでに完了し，1905年3月に調査局は廃止されていたが[16]，後藤にとっては，もう一本の柱である人口調査なしには新領土の想像はなしえなかった．「内地」での国勢調査が取りやめになったからといって，台湾での人口調査を先のばしにすることはできなかったのである．その理由は，臨時台湾戸口調査までの戸口調査の過程を追ってみることによって推測できる．

1896年8月1日に台湾住民戸籍調査規則が制定され，同年9月から12月末までの間に「憲兵分隊長，分隊副長，警察署長，分署長」は「部下ノ吏員ヲシテ各其所轄庄（社）内各戸ニ就キ其戸主家族ノ姓名年齢続柄其他ヲ調査セシメ別紙戸籍登載書式及戸籍用紙雛形ニ準拠シ戸籍ヲ編製」するように定められた[17]．この戸籍調査はもともと，翌年5月に近づいていた台湾人の国籍選択の期限を控え，戸籍に登録された者を日本国籍付与の対象とすることを目的として実施されたものだった．しかし，その単位となる家族の法制上の定義がなされることもなく調査が進められたため困難が生じ，戸籍調査としては不十分なものにならざるをえなかった．また，国籍についてもこの調査が進行する間に，申し出がない限り自動的に日本国籍が付与されているとみなすという方針に転換がなされた[18]．

1903年5月20日には戸口調査規程が制定された．この2年後におこなわれる臨時台湾戸口調査との関連で重要な点は，同規程が決められた形式にしたがった戸口調査簿の作成を巡査および巡査補に義務づけ，指定された頻度でみずからの担当区域の戸口調査をおこなって適宜戸口調査簿のデータを更新するように定めていることである．というのも1905年の調査では，調査事項のうち戸口調査簿にはないものについて警察官があらかじめ調査，記入をしておき，調査委員が10月1日にそれを持参して調査に赴くという方式をとっていたからである[19]．ただし，この戸口調査簿に記載されることになっている事項のなかに，1905年調査の種族・言語・教育に該当するものはまだ見られない．ちなみに，この戸口調査簿には，現住所・原籍・氏名・職業・続柄・生年月日といったことがらを記入するほか，「甲種，乙種，丙種」[20]「官吏，公吏，位階，勲等，進士，挙人，秀才等ノ称号」「失踪逃亡」「禁錮以上ノ受刑者」「阿片吸食者」「種痘者（（初種）（再種）（三種）ノ区別）及天然痘ニ罹リタル者」の各事項について，事由欄に記入もしくは略称印を捺印することになっている[21]．

ところで，戸口調査のことを語るときに見のがすことができないのが保甲制度との関係であ

る．1898年8月31日に保甲条例，および保甲条例施行規則が定められた[22]．しかしこの頃はまだ台湾人の武力抵抗が続いていた時期で，すぐに各地に警察の補助機関としての保甲を定着させていくことは難しい状況にあり，警察は台湾人有力者らによって構成された保甲局の力に頼って漢民族台湾人の統治を進めていかざるをえなかった．しかしその後，武力抵抗が一応鎮圧されて警察による保甲の直接の掌握が可能になったと認識され，1903年3月には保甲局が廃止された[23]．1903年5月9日の保甲条例施行細則標準には，「保甲ハ地方ノ旧慣土地ノ状況種族ノ関係等ヲ参酌シ・・・編成スルコト」とあり，諸官庁に保甲編成の願い出をする際にそれぞれが提出するとされた規約には，保甲の名称や区域などとともに「戸口調査ニ関スルコト」も盛りこむことになっている．そして，甲長（1甲はおおよそ10戸で構成）の職務の一つとして「甲内ノ戸口ヲ調査シ其ノ出入ヲ取締ルコト」，また「保正及甲長ハ戸口上ノ異動ヲ認知シ若ハ保甲内住民ヨリ届出ヲ受ケタルトキハ速ニ甲長ハ保正ニ保正ハ警察官吏ニ報告セシムルコト」が定められていた[24]．この部分に対応する条文が，上記戸口調査規程にあり，保正や甲長や当事者本人からの届け出，あるいは何らかの方法で巡査，巡査補が戸口の異動を知った場合には，ただちに実地調査をおこない戸口調査簿の加除訂正をしなければならないとある．

このように保甲制度を利用し，警察官が作成，管理する戸口調査簿によって住民の居住や移動の状況を把握するやり方は，後藤にとって決して満足のいくものではなかった．なぜなら，この方法ではある一定の時点における静態的な人口状況をとらえることは不可能であり，それゆえにその後の変容を追跡していくための基盤も得られないからである．

後藤は1900年に東京日日新聞に掲載された記事において，総督府に着任した当初，「地籍人籍を制定することの調査の方法を定めて将来行政の基礎を確固にすることを期した」が，いったん調査が終了してしまえばそこで得られたデータに長い間依拠できる土地調査に対して，頻繁な異動をともなう人口状況の調査は非常に困難であると語っている．そして，「人智の開発を待って将来人籍に付ては，戸籍と人口調査との二つに分つの時期が来るであらう」と以後の見通しを述べながらも，現状のもとでは「本島の習慣に従ひ，保甲制度に依て戸籍人籍の調査を混同した一の便法を取らうと期して居るの」だと説明している[25]．これは，戸口調査簿のような「戸籍」としての役割を果たしうるものとは別に，全島的な人口センサスによってある時点における静態人口の把握をおこなうことの必要性を表明しているものだと考えられよう．「戸籍人籍の調査を混同した一の便法」はあくまで過渡的な対策であり，それをより望ましい形に変えていくための絶好の機会として後藤は1905年国勢調査をとらえていたのだろう．ゆえに，「内地」での延期にもかかわらず，臨時台湾戸口調査の実施に踏み切ったのではなかろうか．

なお，1905年8月2日に調査目的の周知をはかるために出された総督児玉源太郎の諭告にも，「調査ノ事項タルヤ保甲制度ノ戸口調査ニ大差ナシト雖其ノ目的ニ至リテハ大ニ異ナル所アリ抑々保甲制度ノ戸口調査ハ盗逃ヲ弭メ奸宄ヲ厳ニスルニ過キサルノミ這回施行ノ戸口調査ハ一定時ニ於テ中外官民ヲ論セス各人営生ノ情実逐名詳査シ以テ民人ノ状態ヲ鑑察セムトスルニ在リ」とあり[26]，また『明治三十八年　臨時台湾戸口調査顚末』（以下『顚末』）も「我カ領有以来定期ノ戸口報告ヲ為サシメタルモ深ク信ヲ措クニ足ラサルコト母国ニ異ナラス」としている[27]．

こうしておこなわれた臨時台湾戸口調査により，10月1日時点における静態人口は一応あきらかにすることができたが，このような大規模な人口調査が毎年実施できるわけではなく，数年に一度ということにならざるをえない．総督府にとっては，動態人口を把握する手段，つまり常時，確実な戸口状況の変化の管理を可能にする仕組みが整備されていなければならなかった．そのため，臨時台湾戸口調査にあわせて10月1日から，人口異動ニ関スル届出規則が施行された．これは，「生産」（出産）「死産」「死亡」「養子縁組」「結婚」「（養子）離縁」「離婚」「転住」「（日本）国籍ノ得，喪」「氏名，生年月日，原籍ノ変更」の変更があった場合の警察派出所への届け出の方法，届の様式に関するもので，氏名，生年月日，原籍の変更（「内地人」のみ）以外は，当事者の種族の別を記載することになっている[28]．この規則中には種族をどのように記すのかについての指示はないのだが，同時に発布された人口動態報告規程にある人口動態報告小票（派出所などが届け出にもとづいて出産・死産・死亡・結婚・離婚・転住の発生件ごとに作成し，総督府に毎月提出することになった書類）は，当事者の種族を「内地人」「福建人」「広東人」「其ノ他ノ漢人」「熟蕃人」「生蕃人」「外国人」の別に記入するように定めている[29]．これらの区分は臨時台湾戸口調査の実査の際に採用されたものと一致している．

もっとも，人口異動ニ関スル届出規則はまもなく，翌1906年1月15日から施行された新たな戸口規則にとって代わられた．人口異動ニ関スル届出規則では10に分類されていた届出事項が24に増え，種族欄には「父ノ種族」あるいは「父不明ナルトキハ母ノ種族」により，人口動態報告規程と同様のカテゴリにしたがって種族名を記入することになっている[30]．さらに同時に施行された戸口調査規程では，1903年の戸口調査規程で定められた戸口調査簿の様式が変わり，後者にはなかった記載事項として，たとえば「種族」「纏足」「不具」などといったことがらがくわえられた．「纏足欄ニハ纏足者，解纏足者ニ限リ其ノ区別ニ依リ纏又ハ解字ヲ記載スヘシ」「不具欄ニハ左ノ略符ニ依リ記載スヘシ（イ）聾唖ハ聾（ロ）盲目ハ盲（ハ）白痴ハ痴（ニ）癲癩ハ癩」という規定いずれもが，種族と同様，10月1日の調査と対応している[31]．

総督府はここに至って，「臨時戸口調査ニ依リテ本島ニ於ケル静態人口ノ基礎確立シ人口ノ異動調査ニ依リテ動態人口ノ情状ヲ審ニスルヲ得タリ」と言いうることになった[32]．後藤が言う土地調査と人口調査による新領土の包括的な把握が，「蕃地」をのぞけばさしあたりは達成されたのである．臨時台湾戸口調査部の副部長を務めた祝辰巳は，1905年調査を実質的には「国勢調査」であるととらえながらも，「国勢調査ト云フ文字ヲ用ウルトキハ左ナキタニ猜疑ノ念ニ深キ本島人ニ於テハ文字ノ大ナルカ為ニ種々ノ事ヲ附会シテ流言ヲ放チ調査ノ実行ニ阻害ヲ来ス虞アリト認メタ」ため，「本島人」にはなじみのある戸口調査という語を使うことにしたと，調査前に地方の担当者を前にして述べている[33]．もちろんそれが臨時台湾戸口調査という名称を採用した大きな理由であろうが，一方でこの1905年調査は，それまで何回かにわたって試みられながらも十分な成果をあげていなかった戸口調査を一段落させ，以後も継続して警察の戸口調査簿を柱とした住民の管理を進めていくための基盤を作りあげた戸口調査でもあった[34]．

第3節　1905年臨時台湾戸口調査の準備

『顚末』は調査の準備期を，1903年9月から1905年5月の臨時台湾戸口調査部設置までの「第一期（文書課時代）」と，その後9月末までの「第二期（調査部時代）」に区分しているが，ここに言う「第一期」からすでに調査に向けての準備が着実に進められていた．以下，『顚末』をもとにその過程を追い[35]，他の資料によって補足する場合にはその旨を注記することにする．

1904年3月には児玉源太郎によって，翌年10月1日に台湾全島で国勢調査を実施するとの決定がなされた．このとき，調査のための「臨時機関」の設置や警察機関が中心となって調査を実施することなどとともに，1903年戸口調査規程に定められた戸口調査簿に記載のない事項が調査対象となった場合には，それを戸口調査簿に追加すべく戸口調査規程の改正をおこなうこと，国勢調査を戸口調査簿の内容を根拠として実施することなどの方針も示されている．これに前後して1902年と1903年には，一般統計および国勢調査に関する知識を身につけさせるため，総督府から東京での統計講習会へ講習生が派遣された[36]．また，1903年と1904年には総督府が官吏などを対象に統計講習会を開き，その修了生が今度は講師を務めるなどして各庁でも講習会が開催された．

1904年6月に開催された地方官会議では，調査日，調査事項の諮問がおこなわれた．この諮問の内容や後日提出されたという庁長からの意見に関する資料は未見だが，これを経て同年11月に開かれた各庁の警務課長会議で，戸口調査規程にはない調査事項，つまり戸口調査簿には記載のないものについてあらかじめ調査しておくための方法が指示され，12月には民政長官から各庁長へ，「副業（本業ニ対スル）」「不具者即チ盲，唖，聾，白痴，瘋癲」「纏足者」「解纏足者」「出生地（内地人ノミ）」「渡台ノ年月日（内地人ノミ）」「住家ノ有様（戸主ノミ）」の調査をして戸口調査簿の所定欄に記入しておくようにとの通達が出ている[37]．

1904年8月には，桃仔園庁でおこなわれていた統計講習会の「実務演習」として，同庁桃園街で試験調査が実施された[38]．「立案ノ適否，調査ノ難易，担当ノ軽重，時間ノ多少，其ノ他必要ノ事項ニ付実験上ノ智識ヲ得セシメムトスル」ためにおこなわれたという．この調査についての詳細な記述は『顚末』や『記述報文』にはないが，『顚末』や『記述報文』の編纂にも関わった福田真鷹が，台湾統計協会の機関誌である『台湾統計協会雑誌』に寄せた記事に記された調査事項には，上記の通達で指示されたものがすべて含まれている[39]．ただそれらにくわえて，翌年6月に再び民政長官から各庁長に追加調査が指示されることがら，すなわち「種族」「縁事上ノ身分」「本業ノ地位」「副業ノ地位」「常用語」「常用以外ノ語」「不具ノ原因」「国籍」に該当するものもすでに入っている[40]．ただ，この通達でやはり調査が指示されることになった「読ミ書キノ程度」は，試験調査にはまだなかったようである．

ところで，第1回の国勢調査を無期限延期する法律第13号が1905年2月に公布され，「内地」での1905年の調査は取りやめになったが[41]，内閣統計局は台湾ではおこなわれることになった調査に関心を寄せていた．1904年12月には，内閣統計局長花房直三郎のもとへ「実地調査ニ関スル要項」を携えた担当者が協議のために派遣されており，翌年2月には花房みずからが視察の

ために台湾を訪れている．将来の「内地」における調査のために方針をできるだけ統一しておきたい，またこの調査がこれまで統計局が蓄積してきた技術を応用する好機である，という理由で花房は台湾へ派遣され[42]，台湾統計協会の会員を前に講演もおこなっている[43]．

臨時台湾戸口調査実施のために必要な諸規則の案は1905年3月にはほぼできあがっていたというが，法制局との間の協議が長引いたため臨時台湾戸口調査部の設置は5月末にまでずれこんだ．そこで調査部設置を待たずに，後にそれぞれ調査部副部長，主事となる警察本署長の大島久満次や財務局長の祝辰巳らが臨時台湾戸口調査準備委員に任じられ，調査委員が調査した結果を記入する所帯票，および記入の仕方について規定した所帯票記入心得の案についての審議をおこなった[44]．調査部設置後は，調査部長の諮問機関である戸口調査評議員会がそれ以外の府令案，訓令案の審議を続けたが，これらの審議においては，たとえば所帯票の「種痘」が「衛生機関ニ於テ多少之ヲ知ルノ途アル」という理由で削除され，かなによる「読ミ書キノ程度」の調査が新たに設けられた．そして臨時台湾戸口調査規則など関連法規が6月8日にいっせいに発布され，また上述の通り，種族・常用語・常用以外ノ語・読ミ書キノ程度などの戸口調査簿への記入も指示された．

その後は，監督委員，調査委員などの配置[45]，通訳者の手配[46]，種々の講習会の開催，そして一方では巡査，巡査補による戸口調査簿の整理が進められ，10月1日の調査を迎えた．ほとんどの庁では10月3日までに調査が完了したが，蕃薯寮庁の一部では「蕃害」のために調査が10月25日までかかったという．

第4節 種族

すでに論じたように，臨時台湾戸口調査が調べた種族・言語・教育は，いずれも1903年戸口調査規程の戸口調査簿に記されている内容には該当するものがなく，とくに教育については，臨時台湾戸口調査規則などが出される直前に，いわば駆けこみ的にくわえられたものだったことが分かる．これらの調査は，臨時台湾戸口調査以前にはおそらく漠然とした形でしか与えられていなかった新領土におけるエスニシティ，言語状況の諸相を，近代統計学の手法によってより理解可能な形で明示しようとするものだったと言えるだろう．

ただしこれら3つのうち，1906年からの戸口調査規程にもとづく戸口調査簿，戸口調査副簿にも記載されるように定められたのは種族のみだった．ずっと後1933年に，「本島人」にとっては戸口規則が戸籍に関する法律としての効力を持つことになったが[47]，1935年にその戸口規則および戸口調査規程が大きく改正され，もはや種族の表記がない戸口調査簿が戸口規則によって規定されてからも，戸口調査規程にもとづく戸口調査副簿には種族欄がそのまま残った[48]．つまり，1905年調査が起点となった台湾住民の種族区分が，日本統治時代を通して警察権力の資料上の記述にほぼ同様の形式で受け継がれることになったのである．また，1915年以降の臨時台湾戸口調査，国勢調査の報告書にも，一貫して種族についてのデータが掲載され続けている[49]．

さて，1905年調査の所帯票記入心得では，種族の記入は「内地人，本島人（福建人，広東人

其ノ他ノ漢人，熟蕃人）生蕃人及外国人ニ区別」することとされ，「熟蕃人」には「化蕃ヲ含ム」，「外国人」には「清国人ヲ含ム」ことになっている．また「混血児（アイノコ）ハ父ノ種族ニ依リテ記入スヘシ」ともある[50]．ちなみに，前節で触れた桃仔園庁の試験調査での種族は，福田真鷹によれば「内地人」「外国人」「閩人」「粤人」「其他ノ漢人」「熟蕃人」「生蕃人」に分けられていたという[51]．

ここで注意しておきたいのは，1905年調査が戸口調査簿の整理，そして実査を通じて，被調査者自身に回答を記させる方式にはなっていなかったことである．そもそも，調査に先立ってすでに上記のカテゴリが用意されており，被調査者自身の回答や調査者の観察の結果がいかなるものであれ，調査者はそれらのカテゴリのいずれかへ被調査者を分類しなければならなかった．たとえば被調査者がカテゴリの中にはない名称によってみずからの帰属意識を表明した場合でも，あるいは周囲の状況からみて一つのカテゴリを選択することはできないと調査者が考えた場合でも，調査者は被調査者を「○○人」として特定することを強いられたのである．調査の第一線に立つ担当者から発せられた以下の問い合わせと，それに対する臨時台湾戸口調査部の回答は，被調査者の意識とは関係なく種族が判定される場合もあったことを推測させる．

> 問　祖先ハ広東人ニシテ中程ニテ福建人其他ノ養子ヲ貰ヒタル事実アル其子孫（数十年後ノ）ハ依然広東人ト称スルヲ得ルヤ将タ福建人若クハ他種族ニ編入シテ可ナリヤ
>
> 答　或ル種族カ他種族ノ子ヲ養子トシ年所ヲ経過シタル其ノ子孫ノ種族ハ其ノ系統明瞭ナラハ前項混血人ノ場合ニ準シ（父方の種族にしたがって）其ノ種族ヲ記シ其ノ明瞭ナラサルモノニ在テハ風俗習慣等ヨリ推定シ其ノ現状ニ依リ之ヲモ能ハサルトキハ不詳ト記スヘシ[52]

> 問　元来広東ノ種族ナリシモ福建種族ト雑婚シ年所ノ久シキ言語風俗慣習等全然福建化シタルモノアリ此ノ種族ハ如何ニ記入スヘキヤ
>
> 答　広東人タル歴史ヲ有スルモ其ノ特徴存セス既ニ福建化シタルモノハ之ヲ福建人トシテ調査スヘシ[53]

では，こうしておこなわれた調査の結果はどのように分析されたのだろうか．

『記述報文』の記述は，「緒論並各章ノ統一及校訂」を調査部主事の水科七三郎が担当し，それ以外に6人が執筆作業を分担している．第2章に掲げられている種族を担当したのは竹田唯四郎という人物だが[54]，すでに見たように，種族はその後戸口調査簿，戸口調査副簿にも記載される重要事項であり，この章も「種類及特性」「地方ニ依ル差異」「体性ニ依ル差異」（性別）「年齢ニ依ル差異」を論じた後，「種族ハ体性ト共ニ各章ノ事項ニ関係セサルハナシ」として，他の調査事項の章に詳細な論述をゆだねている[55]．そして，以下「年齢」「縁事」「職業」「言語」「教育」「不具」「阿片煙膏吸食」「所帯」「住居」の各章で，「種族ニ依ル差異」が語られている．

これらを見て気づくのが，種族の語られ方に二つの型があることである．すなわち，「種族ニ依ル差異」として「内地人」「本島人」「外国人」の別が論じられることもあれば[56]，調査時のカテゴリにしたがって「本島人」内の差異が細かく記される場合もある．

たしかに「本島人」というエスニックカテゴリは，そう名ざされた人々の間ではいまだ広く意識されてはいなかったものであろう．たとえば，「不具」の章で「一般ノ不具（盲，聾唖，白痴，癲癲）」とともに一節が立てられている「特種ノ不具（纏足）」，あるいは「阿片煙膏吸食」の章にある次のような記述は，被調査者側の自他の意識に関わりなく記された「内地人」による「本島人」社会の姿だと言えよう．

> 本調査ニ際シ現在セシ纏足者即チ人工的不具者ノ数ハ八〇〇，六一六人ナリ之ヲ纏足ノ習俗ヲ有スル本島人及清国人ノ女子総人口（一，四〇六，二二四人）ニ対スレハ其ノ比例五十六．九%ニシテ更ニ其ノ女子総人口中ヨリ纏足時期ニ達セサル五歳以下ノ幼児ヲ除外スレハ其ノ比例ハ増進シテ六十六．六%ト為リ実ニ本島女子ノ過半ハ人工ヲ以テ不具ノ状態ニ陥レル者ナリ
>
> 本調査ノ際現在セシ阿片煙膏吸食者ハ一一六，五四九人ニシテ之ヲ関係種族即チ本島人及清国人ノ総人口ニ対比スレハ三．九%ナリ即チ二五人強ニ付一人ノ吸食者アルノ割合トス[57]

しかし，こうした事象がさらに「本島人」の間の差異，たとえば種族による違いとして説明されるとき，そこで採用されたのは日本統治時代以前からの台湾社会で，より正確に言えば漢民族社会で一定程度共有されていたであろう自他の認識の仕方であった．『記述報文』は，「本島人」には「蒙古人種ト馬来人種」がおり，「蒙古人種」は300年前に台湾へやってきた移民で，中国大陸での「原住地」にしたがって「閩族即チ福建地方ノ住民ト粤族即チ広東地方ノ住民」に大別できる，一方「馬来人種」は「今日ノ所謂蕃人」であり，大きく「生蕃及熟蕃」に分けられる，とその種族認識を提示しているが，これら漢民族，先住民族に対する理解はいずれも「内地人」の発明だったわけではない．後者については，たとえば「熟蕃」の説明に，「和蘭人ノ占拠時代及支那民族ノ移植以来或者ハ駆逐セラレ或者ハ滅絶ニ帰シ或者ハ同化セラレ今ヤ旧地ノ一隅ニ余喘ヲ保ツニ過キ」ない人々であり，「古来漢人ハ之ヲ呼ヒテ平埔蕃又ハ熟蕃ト称ス然レトモ本調査ニ於テ生蕃，熟蕃ト称スルハ王化ニ浴スル深浅ノ程度ニ依リテ区別シタルヲ以テ化蕃ト称スル生蕃ノ進化シタル者ノ如キハ之ヲ熟蕃中ニ編入セリ」とあるが，「化蕃」を「熟蕃」のなかに含めることをのぞけば，「漢人」が以前より先住民族に対して使用してきたとされる呼称を踏襲したことが述べられている[58]．

こうして，『記述報文』において諸事項が種族との関連で論じられ，上記の纏足と阿片吸引についてもさらに詳細な分析がなされている．女性が家事や労働に従事することを困難にし，社会的また経済的にも悪影響を及ぼす「特種ノ人工的不具」であるとされた纏足については[59]，「福建種族」が多数を占める庁では「福建種族」「広東種族」ともに纏足者の割合が多く，「広東種族」の多い庁では両者とも纏足者の割合が少ないこと，また「支那民族」の影響によって「熟蕃」のなかにも纏足者が見られることなどが記述されている[60]．また，公学校教科書『台湾教科用書国民読本 巻八』の「阿片」と題された課に収められている歌などを引用して阿片吸引の害

毒を延々と説いている章では，吸引率が4.15%の「福建人」と2.66%の「広東人」の差が生じた理由について，「其ノ関係スル所固ヨリ許多ナルヘシト雖蓋シ此ノ種族（「広東人」）ハ他ノ漢人ニ比シ其ノ多クハ吸煙ノ悪習少キ農業者ニシテ且其ノ性頗ル闊達ニシテ進取ノ気概アルハ吸煙者ヲ軽減セシメタルノ主因ニ非サル乎」と述べるなどしている[61]．

第5節　言語

言語の調査については，所帯票記入心得で「常用語」「常用以外ノ語」を調査することが定められている．前者は「内地語，福建語，広東語，蕃語，英語，独逸語等平常其ノ家庭ニ於テ使用スル言語」であり，後者はそれ以外に話す言語がある場合に記入することになっていた．また「発音時期ニ達セサル年少者ハ母ノ常用語ヲ記入スヘシ」という指示もある[62]．なお桃仔園庁での試験調査では，この「福建語」にあたるものを漳州語・泉州語・福州語に分けて調査していたようである[63]．

では，なぜ言語の調査にあたって常用語と常用以外ノ語（『記述報文』では副用語）が必要とされたのだろうか．

『記述報文』は「言語ノ変遷ハ思想及習俗ノ変遷ノ先駆ヲ為スモノト謂フヘク随テ異種族間ニ於ケル言語ノ共通ハ相互意思ノ疎通ト習俗ノ馴致トヲ意味スルモノト見ルコトヲ得ヘシ」とし，調査の主眼はまさにこの点にあったのだと述べている．そしてそのために，台湾社会の多様な種族がもちいる言語を調べることになるが，とくに重要なのが「母国人タル内地人ト本来支那民族タル本島人トノ間ニ言語上如何ナル共通ノ傾向アルカヲ観察スル」ことだったという．

こうした意図の前提となっていたのは，ある種族にはその種族固有の言語があり，それは家庭において日常使われる言語であるという認識である．もちろん上記のように，たとえば異なる種族間でのコミュニケーションがはかられる場合には，その固有の言語以外の言語を使用することが必要な場合もあろうが，「社会的生活ニ於ケル用語トシテハ縦令言語ノ変遷アリトスルモ家庭ニ於テハ依然固有ノ言語ヲ使用スルヲ常態トシ又新ニ習得シタル言語ハ副用語トシテ家庭以外ニ使用スルコト一般ノ事実ナル」ので，家庭において使用される常用語とそれ以外の副用語の調査が必要だというのである．また，ここで興味深いのは，副用語はある限りいくつでもよかったのに対して，常用語は一つだけとされたことである[64]．

では調査の主要な目的とされた「本島人」と「内地人」の間の言語状況はいかなるものだったのだろうか．これをあきらかにするために，『記述報文』は「種族ニ依ル差異」という節のなかにわざわざ「内地人ニシテ土語ヲ話ス者」「本島人ニシテ内地語ヲ話ス者」という項を設けている．ここでいう「土語」には「福建語」（閩南語）「広東語」（客家語）「其ノ他ノ漢語」「蕃語」が含まれるが，「内地人ニシテ土語ヲ話ス者」は6,757人（常用語208人，副用語6,549人），「本島人ニシテ内地語ヲ話ス者」は11,270人（同466人，10,804人）と報告されている．数字だけだと後者が多いように見えるが，人口比にすると前者が11.8%なのに対して後者はわずか0.38%である．またいずれも性別による違いが大きく，前者は男性の17.2%，女性の3.6%，後者は0.69%，0.03%

である[65]．

少なくとも人口比から見れば，両者間の言語上の「共通ノ傾向」は，「内地人」による一方通行的な「土語」習得によって特徴づけられることになる．しかし，「本島人」への日本語普及の度合いが低い数字にとどまっていることを問題視するような記述は『記述報文』中には見当たらない．

もっとも，日本語を話す「本島人」を2歳以下・3歳～6歳・7歳～10歳・11歳～15歳・16歳～20歳・21歳以上の6つの年齢層に分けた統計を見ると，その割合は11歳～15歳（0.67%）・16歳～20歳（0.96%）が21歳以上（0.38%）や他の層より高率になっており[66]，「土語」を話す「内地人」の割合が21歳以上で高くなっているのとは逆の傾向を示している．そこで，「本島人ニ在リテハ二十歳以下ノ者ハ国語教育ヲ受ケ得ル便宜アル外二十一歳以上ノ者ヨリモ内地人ニ接スル機会ナキニ由ルナルベシ」といったように，公学校教育をはじめとする日本統治開始後の状況の変化にその理由を求める記述もあるにはある．しかし全体として，「内地人」と「本島人」の間のコミュニケーション状況が日本語によっているのか，それとも「土語」によっているのかについて，前者であることを望ましい状況として分析するようなことはしていない．次節で述べるが，これは，堤一馬という同じ執筆者が担当した教育の章を貫いている筆致とは非常に対照的である．

各庁ごとに数字に見た場合，概して「内地人」が少ないところでは「土語」を話す「内地人」の割合が高く日本語を話す「本島人」の割合が低い，一方「内地人」が多いところでは逆になっている，などという興味深い分析もなされているのだが，これとても，地域によっては「土語」によるコミュニケーションが一般的になっていると推測される結果に対する何らかのマイナス評価をともなうものではない[67]．

これ以外に種族間の問題の分析として注目したいのが，「福建語」の種族を超えての広がりである．「各種ノ土語ノ本来ノ性質及社会的生活ノ趨勢ニ依リ本島人各種族ハ言語上密着ノ地位ニ立チ相互共通ノ傾向ヲ有スル」社会において，とくに「福建語」の勢力は大きく，「本島人」の間では種族を問わず広く使用されているという．たとえば，「広東人」の常用語の総数は396,607で副用語の数はのべ70,159だが，その副用語のうち47,568（67.8%）を「福建語」が占めている[68]．同様に「其ノ他ノ漢人」の副用語の10.8%，「蕃人」の副用語の59.1%も「福建語」である．

しかも，「福建語」は「福建人」以外の常用語にまで広がっていた．たとえば，「広東人」の常用語のうち62,212（15.7%）は「福建語」だったのである．常用語としての「広東語」の333,961（84.2%）にくらべれば少数派ではあるが，種族固有の言語＝家庭語＝常用語という定義には合致しない状況がかなりあったことが分かる．また，「其ノ他ノ漢人」の常用語の77.1%，「蕃人」の常用語の48.1%も「福建語」である[69]．逆に，「福建人」の常用語としての「福建語」は全体の98.8%にのぼり，「広東語」は1.2%に過ぎない[70]．

副用語としても常用語としても「福建語」の使用範囲は種族を超えて広がっていたわけだが，庁ごとのデータをもとにした分析でもそれが裏づけられている．

副用語数ノ多キ地方ハ土語ノ多キ地方ニシテ而シテ土語ノ多キ地方ハ広東人ノ多キ地方ナリ即チ桃園，新竹，苗栗，台中及阿緱ノ五庁ハ副用語総数及副用語タル土語ノ数多キ地方ニシテ又広東人ノ多キ地方ニ属ス今此ノ事実ヲ反面ヨリ見ルトキハ広東人ノ少キ即チ福建人ノ多キ地方ニ在リテハ土語ヲ副用語トシテ使用スル者少ク延テ副用語総数ノ少キヲ来セルモノト云フモ不可ナキカ如シ[71]

「広東人」が多い地方であっても，「広東人」が「土語」を副用語として使用することが相対的に多いのに対して，「福建人」は，みずからが多数を占める地方で「土語」を副用語として使用することは少ないと言う．副用語としての「土語」の話者数を細分化した地方庁ごとのデータは『記述報文』にはないが，集計原票を整理して刊行された『明治三十八年　臨時台湾戸口調査集計原票（地方之部)』を見てみると，「広東人」と「福建人」の副用語がそれぞれ「福建語」と「広東語」に限られるわけではないものの，「広東人」が多い上記の5庁ではたしかに「福建語」を副用語とする「広東人」が比較的多い．その一方で，副用語話者の総数が少ないのは，澎湖・深坑・塩水港・鳳山・基隆といった「福建人」が大多数を占めている庁ばかりであり，「広東語」などの「土語」を副用語にする話者もごくわずかな数にとどまっている[72]．

言語使用の点から見て，「福建人」と「広東人」（そしてそれ以外の「本島人」種族）との間に非対称的な関係が成り立っていることを，調査する側もはっきりと理解することができたであろう．全島的には，「福建人」の総話者数が2,492,784人で「福建語」を常用語とするのが2,564,920人，それに対して「広東人」が397,195人で「広東語」が364,692人，「其ノ他ノ漢人」が506人で「其ノ他ノ漢語」が160人，「蕃人」が82,795人で「蕃語」が43,245人となっていたが，この結果は，種族固有の言語＝常用語という定義の不十分さをあらわにするとともに，「本島人」社会での「言語ノ共通」が「福建語」を中心にはかられていたことをあきらかにしている[73]．

なお，外国語についてひとこと触れておきたい．常用語と副用語を合わせ，確認されている外国語は計18言語であり，いちばん数の多い台北庁では16言語にのぼる[74]．もっとも，外国語の多くは話者数のわずかな言語であり，常用語の97.7%，副用語66.7%は「清語」であった．「土語」と「清語」の関係については，「元来福建語，広東語，其ノ他ノ漢語ノ三語ハ支那語ノ一種ニシテ其ノ実質固ヨリ本調査ニ所謂清語ト大差アルニ非スト雖之ヲ既ニ独立シタル言語ト認メ之ニ蕃語ヲ加ヘテ土語ト称シ以テ外国語タル清語ト区別シタリ」と説明されている．厳密な線引きの仕方は不明だが，「土語」ではないと判断された漢語系の言語がまとめてここに数えられたのであろう．また，英語とドイツ語の話者数が，それぞれ常用語で67人（1.3%）と6人（0.1%），副用語で1,316人（29.7%）と84人（1.9%）を数えており，「清語ノ広ク全島各庁ニ存在セルハ敢テ怪ムニ足ラスト雖英語及独語モ亦広キ分布ヲ為セルト其ノ他ノ漢語ノ比較的狭キニ限ラルルトハ顕著ナル事実ナリ」とも記されている[75]．

第6節 教育

所帯票記入心得では，「読ミ書キノ程度」として「読ミ書キノ程度ハ仮名ヲ標準トシ読ミ書ク，読ム，書クニ区別」する，すなわち「仮名ヲ読ミ且書キ得ル者」「仮名ヲ読ムコトノミヲ為シ得ル者」「仮名ヲ書クコトノミヲ為シ得ル者」の三つに分けて記入するように指示されている[76]．この結果の分析が『記述報文』では教育と題する章に記されている．

この章では，「言語」と「文字」の双方を，人間が社会生活をいとなむにあたってみずからの意思を表現するための重要な道具であると位置づけているが，一方で，前者が天賦のものであって各人が同じように使うことができるのに対し，後者は教育の成果としてはじめて習得できるものであるとも述べており，両者を明確に分離している．それゆえに，「文字ノ智識」の調査が教育の状況を知ることにもつながるのだという．

読み書き能力の有無を判断する基準として選択されたのはかなであった．なぜ他の文字体系ではないのか，とくになぜ漢字を除外したのかということについて『記述報文』は，「観念文字」である漢字とは異なり「写音文字」であるかなは，「発音其ノ侭ニ記載スルコトヲ得且加添性ヲ有スル」ために限られた数の文字で意思を伝えることができ習得も容易であること，統治開始以後の新教育の普及の度合いを明らかにする必要があること，「欧米先進国」による多くの読み書きの調査がアルファベットによっておこなわれていることを理由としてあげている．そして，ひらがな，あるいはかたかなのいずれかが読んだり書いたりできればその能力があると判定する一方，かなの読み書きができない限り「如何ニ漢字其ノ他外国文字等ノ智識ニ富ム者ト雖之ヲ読ミ書キヲ得サル者」とすることになった[77]．

ところで，前節で『記述報文』の言語の章と教育の章が対照的であると述べた．これは，「内地人」「本島人」を問わず，後者がかなを読み書きできる状態をあるべき姿としてとらえ，そこに到達するための手段としての初等教育の重要性を認識していることによる．全人口 3,039,751 人のうち，「読ミ書ク者」72,202 人（2.38%），「読ム者」3,623 人（0.12%），「書ク者」181 人（0.01%）であるのに対し，「全ク仮名ヲ知ラサル者」が 2,963,745 人（97.4%）にのぼる状況を前に，『記述報文』は「仮名ヲ知ル者ハ僅ニ人口四十人中ノ一人強ニ止マルコトヲ見ルヘク一般教育ノ如何ニ低位ニ在ルヤハ之ニ依リテ知ルヲ得ヘシ」と嘆じている．

そしてそれに続く地方ごとの相違の分析中に掲げられているのが，各庁の人口総数と「仮名ヲ知ル者」の数（「読ミ書ク者」「読ム者」「書ク者」の合計）を上下に配置し，それぞれ多い庁から順に並べた表である（後者は「読ミ書ク者」の多い順）．これと合わせて「各庁人口百中読ミ書ク者」「各庁人口百中読ミ又ハ書ク者」という表もあり，各庁の差が『記述報文』を読む者の前に歴然と示されるようになっている．たとえば，「各庁人口百中読ミ書ク者」では，割合が高い方から台北（6.8%），基隆（5.9%），最後は斗六（0.9%），塩水港（0.7%）となっている．他にもこの章には，「内地人」「本島人」「外国人」の「読ミ書ク者」の割合を高い順に庁ごとに並べた表があるが，『記述報文』の他の章にはこのように割合順に庁名を掲げた表はほとんど見られない[78]．

種族ごとに見てみると，当然のことながら「内地人」と「本島人」「外国人」の間には大きな

差が生じている．「内地人」の「仮名ヲ知ル者」が78.7%なのに対して「本島人」「外国人」はそれぞれ1.0%である．この差自体は『記述報文』執筆者にとってとくに驚くような結果でもなかっただろうが，『記述報文』はむしろ，「本来仮名国タル母国ノ人民ニシテ殊ニ其ノ構成ノ分子ニ中年者多」い「内地人」に2割強の「全ク仮名ヲ知ラサル者」がいることに注目し，「未タ以テ一般教育ノ程度高キモノト謂フヲ得サルカ如シ」という．概して，「内地人」が多い地方より少ない地方の方が「内地人」の「仮名ヲ知ル者」の割合が高くなっているが，これは「内地人」が少ないところでは官吏が多くを占めるためであり，逆に「内地人」が多いところでは「各階級相混淆シテ読ミ書キ得サル者増加スル傾向」があると述べている[79]．

初等教育を通じたかなの読み書き能力の向上が重要視されているため，年齢による差異の記述の仕方にもその意図が反映されている．記述の中心となっているのは7歳～15歳と16歳以上の二つの層である．前者を「初等学校教育時代」（「学齢者」），後者を「社会教育時代」（「学齢以上ノ者」）と位置づけており，それぞれは調査時点での「内地人」と「本島人」の学齢（それぞれ満6歳～14歳，満7歳～16歳）にできるだけ近づけるべく設定されたものだという[80]．このようにして分析すると，「本島人」では「読ミ書ク者」が学齢者で3.1%，学齢以上で2.8%となり，「本島ニ於ケル教育施設即チ小学校及公学校教育ノ其ノ功ヲ収メツツアルコトヲ証スル一端ト見テ妨ナシ」と，一応は台湾での初等教育の成果が肯定される[81]．しかし種族別だと，「本島人」は学齢者2.5%，学齢以上0.7%で同様の傾向を示しているが，「内地人」はそれぞれ81.8%，89.1%であり，とくに男性は84.4%，95.1%となっている（女性はいずれも79.0%）．調査をする側にとって「われわれ」の一部である「内地人」の学齢者の数字が学齢以上にくらべてかなり低くなっていることは，執筆者にとっても予想外のことだったのかもしれない．「内地人児童ニ対スル小学校教育ノ急務ヲ感セスムハアラス」というコメントが添えられている[82]．

以上の分析が語る教育とは，言うまでもなく，基準にかなを選択した理由に言われるところの新教育のことである．しかし，ここで判定される教育の有無なるものが，調査される側の意識と一致するわけではなかった．たとえば，漢字という書記体系を駆使し，日本統治時代以前の知のヒエラルキーの上位に身を置いていた人々でも，新教育体制下で教えられるようになったかなという新たな書記体系を身につけない限り，この調査では読み書きができる者とは認められなかったのである．調査の実施後，『台湾統計協会雑誌』には次のような歌が掲載された．1905年10月は光緒31年にあたる．

読書人無筆と書かれ夜寒哉　　大清光緒三十一年[83]

第7節　おわりに

以上，1905年に実施された臨時台湾戸口調査について，とくに種族・言語・教育の調査を中心に論じた．それまで，新領土台湾を俯瞰するための有効な手だてを持たなかった台湾総督府は，通常の行政系統とは別に臨時台湾戸口調査部を設置し，警察，官僚機構を大がかりに動員し

て調査を実施したが，その結果として，「蕃地」をのぞけば，統治領域の想像を可能にする社会地図を獲得することにかなりの程度成功したと言えるだろう．取りやめになった1905年の「内地」での国勢調査では計画されていなかった種族と言語の調査，また「内地」でも計画されてはいたものの，台湾では「本島人」の読み書き能力をどうとらえるのかという点で独自の意味合いを持つことになった教育の調査，そしてそれら以外の諸事項を通して，総督府は数値化されたデータをもとに台湾という空間を把握することができるようになった．

ただし，その社会地図が統治者側の一方的な発明によってもたらされたわけでは必ずしもなかった．とくに，種族カテゴリやそれに対応する言語名など日本統治時代以前から台湾社会である程度共有されていたものに依拠し，それらをもとに「本島人」の習慣や種族間の言語状況などを語る部分も多かったのである．一方で「内地人」と「本島人」という，統治後に打ち立てられた新たな関係にもとづいた観察もなされたし，かなの読み書きという，それまでの知の価値観とは相容れない調査によって，「内地人」「本島人」双方の教育の程度をはかろうとするなど，たしかに臨時台湾戸口調査は従前の社会地図の解体という側面も持ち合わせていたと言えるだろう．

種族・言語・教育の調査は，その後1915年の第二次臨時台湾戸口調査では，ほぼ同様の形で実施されるが，1920年の第1回台湾国勢調査では，言語は「内地人」の「土語」と「本島人」の日本語のみの調査になり，かなの読み書きは「本島人」と「支那人」に調査対象が限定される．そして1930年調査では，言語に関しては「本島人」に対する「国語普及ノ程度」だけが調べられ，かなの読み書きも単に日本語能力の構成要素の一つとみなされて「国語普及ノ程度」の調査に組みこまれてしまった[84]．このような変容の背景にあるものを読み解き，その結果として何が語られているのかを詳細に分析していくことが，少なくとも統治者，調査設計者の側から国勢調査を見た場合の今後の課題となろう．

注

1) 高橋二郎『各国参照国勢調査法』民友社，1903年，6-54頁．薮内武司『日本統計発達史研究』法律文化社，1995年，200-220頁．

2) 台湾総督府官房統計課『明治三十八年　臨時台湾戸口調査顚末』（以下『顚末』），1908年，5頁．同書冒頭の「凡例」には，「本書ノ編纂ハ専ラ（臨時台湾戸口調査部）主事水科七三郎之ニ任シ属福田真鷹之ヲ補助セリ」とある（丸がっこ内は冨田）．

3) 「後藤局長の訓示」『後藤新平文書』（マイクロフィルム版），水沢市立後藤新平記念館，1980年，7-28-2．これは1898年9月5日の臨時土地調査局長としての局員に対する訓示で，土地調査と人口調査の重要性を言っている部分が『顚末』の2-3頁にも引用されている．

4) 1920年の第1回台湾国勢調査の結果にもとづいて刊行された台湾総督官房臨時国勢調査部『大正九年十月一日　第一回台湾国勢調査（第三次臨時台湾戸口調査）記述報文　附結果表』，1924年，1頁に，「若し大正九年に第一回国勢調査の施行なかりせば，第三次臨時戸口調査は大正十四年に施行すべかりしなり．然るに国勢調査施行の機運熟し，大正九年を以て之を施行するに至りしかば，本島にても第二次臨時戸口調査より五年の間隔を以て，第三次臨時戸口調査たる第一回台湾国勢調査を施行したり」とあり，臨時台湾戸口調査と台湾国勢調査が連続したものとしてとらえられていたことが分かる．

5) ベネディクト・アンダーソン『増補　想像の共同体―ナショナリズムの起源と流行―』白石さや，白

石隆訳，NTT出版，1997年，274–284頁.

6) エドワード・サイード『オリエンタリズム（上)』板垣雄三，杉田英明監修，今沢紀子訳，平凡社，1993年，100頁．ふりがな，傍点は省略した.

7) 調査を前にしての総督児玉源太郎の諭告（1905年8月2日)．この諭告には漢訳のものも同時に出されているが，これは5,300枚印刷され，街庄社役場や「本島人」が集まる場所に掲示されたという（『顚末』，32–34頁).

8) この点に関しては，姚人多「認識台灣:知識，權力與日本在台之殖民治理性」『台灣社會研究季刊』第42期，2001年，119–182頁の議論を参照した.

9) Hirschman, Charles 'The Meaning and Measurement of Ethnicity in Malaysia: An Analysis of Census Classifications.' *The Journal of Asian Studies* 46: 3. 1987. p. 561.

10) 白石隆「『最後の波』のあとに—二〇世紀ナショナリズムのさらなる冒険—」『民族・国家・エスニシティ』岩波書店，1996年，219頁.

11) 佐藤正広『国勢調査と日本近代』岩波書店，2002年，69–81頁.

12) 「国勢調査法案ニ関スル各庁委員会同ノ経過及審査ノ結果」『公文類聚第二十六編　明治三十五年第二巻』（国立公文書館所蔵，請求番号2A–11–類926).

13) 『顚末』，296頁.

14) 『記述報文』，1–2頁.

15) 『顚末』，11頁.

16) 「勅令第七十二号（抄録)」『台湾総督府府報』1905年4月1日.

17) 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革史　第二編』，1938年（復刻版：『台湾総督府警察沿革史(二)』，台北：南天書局，1995年)，661頁．同書によると，台北県ではこれ以前にも，1895年7月7日から憲兵によって，そして同年9月25日からは「内地」より到着した警察官によって戸口調査がおこなわれ，1896年2月25日からは全島で，武器の押収と並行して戸口調査が実施されたという（654–660頁).

18) 浅野豊美「日本帝国における台湾『本島人』と『清国人』の狭間—国籍選択と台湾法制—」『現代台湾研究』第19号，2000年，70–86頁.

19) 臨時台湾戸口調査部副部長の祝辰巳は，戸口調査簿の利用という「各国ニ其ノ例ノナイ」方法を採用した理由として，「本島人」の言語を解する調査員を十分に確保するにはほど遠く，記入済み用紙を調査員が回収にまわる，もしくは調査員がその場で事実を確認して用紙に書きこむというやり方では満足のいく結果が得られないからだと述べている（『顚末』，28–29頁．同，17–18頁も参照した).

20) 同規程第3条には，「戸口調査ハ左ノ三種ニ区別シ甲種ハ六箇月ニ一回以上乙種ハ三箇月ニ一回以上丙種ハ毎月一回以上調査スルモノトス　甲種　官吏公吏若ハ資産常識アリテ行状善良ナル者　乙種　甲種及丙種ニ属セサル者　丙種　禁錮以上ノ受刑者（改悛ノ状顕著ナル者ヲ除ク）要視察人其ノ他警察上特ニ注意ヲ要スル者」，続けて第4条には，「前条ノ調査ハ一戸内乙種又ハ丙種ニ属スル者アルトキハ其ノ全戸ノ調査ハ乙種又ハ丙種ノ調査回数ニ依ルモノトス」とある.

21) 「訓令第百四号」『台湾総督府府報』1903年5月20日.

22) 「律令第二十一号」「府令第八十七号」『台湾総督府府報』1898年8月31日.

23) 洪秋芬「日據初期臺灣的保甲制度（1895～1903)」『中央研究院近代史研究所集刊』第21期，1992年，458–470頁.

24) 「訓令第九十七号」『台湾総督府府報』1903年5月9日.

25) 後藤新平『台湾経営上旧慣制度の調査を必要とする意見』東亜研究所第六調査委員会，1940年，2–4頁.

26) 『顚末』，32頁.

27）『顚末』，2頁.

28）「府令第七十号」『台湾総督府府報』1905年9月19日．届け出事項の丸がっこ内は冨田.

29）「訓令第二百二号」，上掲府報.

30）「府令第九十三号」『台湾総督府府報』1905年12月26日．ただし，「外国人」に代わって「清国人」となっている.

31）「訓令第二百五十五号」，上掲府報．戸口調査を担当する巡査，巡査補が整理にあたった戸口調査副簿とともに，各庁，支庁に一人づつ置かれた戸口主務（警部か警部補が就任）が整理することになった戸口調査簿があった．両者は同一の様式で，6か月に1回以上，担当の巡査，巡査補が前者を後者と照合することになっていた.

32）『記述報文』，2頁.

33）『顚末』，13-14頁.

34）以上の記述に際しては，栗原純「台湾と日本の植民地支配」『岩波講座 世界歴史20 アジアの〈近代〉』岩波書店，1999年，69-74頁も参照した.

35）『顚末』5-85頁.

36）1899年に，民間の統計団体である東京統計協会と統計学社の共同事業として，若手官公吏を対象とした統計講習会が始まり，1906年まで計6回開催された（薮内前掲書，204頁）.

37）「戸口調査簿整理ノ件（明治三十七年十二月 民警第二一二七号民政長官ヨリ各庁長へ通達）」『台湾統計協会雑誌』第11号，1905年，付録「臨時台湾戸口調査諸法規」38頁．台湾統計協会は1903年に設立された団体で，事務局は総督府官房文書課内に置かれていた．発会式で，協会の名誉会員だった後藤新平は，「眼前ニ横ハル所ノ国勢調査ニシテ政府愈此大事業ヲ実行セントスルノ暁ハ本会員ノ力ニシテ能ク其効ヲ収ムルコト能ハザランカ本会ハ到底存立ノ価値ナキモノ也」と述べている（後藤新平「台湾統計協会発会式ニ於ケル演説」『台湾統計協会雑誌』第1号，1903年，24頁）.

38）桃仔園庁は1905年4月1日より桃園庁に改称されている（「勅令第九十号（抄録）」『台湾総督府府報』1905年4月11日）.

39）福田真鷹「桃仔園庁ニ於テ施行セラレタル試験的国勢調査ニ就キテ」『台湾統計協会雑誌』第6号，1904年，73頁.

40）「同上（明治三十八年十六月 民警第一一九五号民政長官ヨリ各庁長へ通達）」，前掲「臨時台湾戸口調査諸法規」39頁.

41）薮内前掲書，212頁.

42）「花房統計局長ヲシテ台湾戸口調査ニ関シ当務省ヨリ協議アルトキハ之ニ応シ相当助勢セシム」『公文類聚第二十九編 明治三十八年第一巻』（請求番号2A-11-類981）.

43）花房直三郎「国勢調査に就て」『台湾統計協会雑誌』第10号，1905年，3-33頁.

44）台湾での臨時台湾戸口調査，国勢調査で，被調査者自身が記入する方式がとられたのは，最後の1940年調査のみである.

45）1905年6月に制定された臨時台湾戸口調査事務取扱規程では，およそ100戸を基準として1つの調査区を設け，さらにいくつかの調査区ごとに一つの監督区を設置することになっていた.

46）台北庁では，国語学校・医学校・公学校の生徒もしくは卒業生から通訳者を手配するように各学校長に依頼し，国語学校126人，医学校35人，公学校9校の152人を得たという.

47）「律令第二号」『台湾総督府府報』1932年11月26日，「府令第八号」『台湾総督府府報』1933年1月20日．この点については，浅野豊美「日本帝国の統治原理『内地延長主義』と帝国法制の構造的展開」『中京大学社会科学研究』第21巻第1・2号，2001年，250-251頁も参照した.

48）「府令第三十二号」「訓令第三十四号」『台湾総督府府報』1935年6月4日．従来の戸口調査簿，戸口調査副簿は，それぞれ新規則，規程によって編製したものとして取り扱うとされた．なお，新たな戸

口調査副簿の様式には纏足欄がない．

49) 1935年調査の結果表では，「生蕃」「熟蕃」がそれぞれ「平埔族」「高砂族」に代わっている（台湾総督官房臨時国勢調査部『昭和十年　国勢調査結果表』，1937年）．上掲訓令第34号でも，「本島人」の区分は「福建族」「広東族」「其ノ他ノ漢族」「平埔族」「高砂族」となっている．

50) 『顛末』，44-45頁．「広東人」とは今日言うところの客家人である（「広東人」と「其ノ他ノ漢人」の間には読点が付されていないが，両者は別のカテゴリになっている）．「化蕃」については，臨時台湾戸口調査部が「土語ニ不熟ナル調査委員ノ実用ニ供スル」ことなどを目的として編纂した問答集に，次のような会話例がある

「彼等ハ化蕃デス」

「熟蕃ト化蕃トハドーユー区別ガアルカ」

「熟蕃ハ私等ト殆ンド同ジデスガ化蕃ハソーハイキマセン併シ生蕃ノ様ニ人ノ首ハトリマセン言葉モ私共ノ云フ事ガ解リマス」

（臨時台湾戸口調査部『戸口調査用語』，1905年（六角恒広編『中国語教本類集成』第10集，不二出版，1998年），39-40頁．日本語訳のみ）

51) 福田前掲論文．

52) 斗六庁の巡査からの照会と調査部主事水科七三郎の回答．『台湾統計協会雑誌』第12号，1905年，付録「臨時台湾戸口調査諸法規」52頁，54頁．答えの部分の丸がっこ内は冨田．

53) 各庁の警務課長会議での塩水港庁出席者からの質問と，それに対する回答．上掲「臨時台湾戸口調査諸法規」21頁．

54) 『記述報文』，凡例1-2頁．

55) 『記述報文』，70頁．

56) 所帯票記入心得では，「生蕃」が「本島人」からは外れていたが，『記述報文』の「本島人」には「生蕃」も含まれている．

57) 『記述報文』，353頁，465頁．

58) 『記述報文』，56-57頁．

59) 『記述報文』は，「内地」観光を経験した「本島人」が「内地婦女子ノ能ク各種ノ業務ニ従事セル状況ヲ目撃シテ纏足ノ悪習ヲ感知シ」，纏足廃止を主張するようになったと述べている．洪郁如は，解纏足の主唱者となった台湾人男性士紳がその運動において提示していたあるべき女性像が，「中・上流家庭」に対しては家政監督能力の強化，そして「中等以下」に対しては労働力の確保という側面から語られていたと分析している（洪郁如『近代台湾女性史—日本の植民統治と「新女性」の誕生—』勁草書房，2001年，55-56頁）．

60) 『記述報文』，349-360頁．たとえば，「福建人」がそれぞれ「本島人」人口の98.73%，99.97%を占める塩水港，澎湖では，「福建人」女性の纏足者の割合が80.74%，82.70%，「広東人」女性でも77.74%，66.67%に達する一方，同36.64%，40.26%の新竹，苗栗では「福建人」女性が19.55%，35.68%，「広東人」女性は0.22%，0.17%にとどまっている．

61) 『記述報文』，464頁，468-470頁．丸がっこ内は冨田．

62) 『顛末』，49-50頁．言語話者の認定の仕方についての蕃薯寮委員長（委員長には各庁長が就任）からの問い合わせに，臨時台湾戸口調査部は，明瞭な回答はできないものの「通弁人ヲ介セスシテ談話ヲ為シ所用ヲ弁シ得ル者」であればよいと回答している（『台湾統計協会雑誌』第12号，前掲「臨時台湾戸口調査諸法規」104-105頁）．

63) 「桃園街ニ於ケル試験的国勢調査ノ結果」『台湾統計協会雑誌』第8号，1904年，付録9-10頁．翌年の『漢文台湾日日新報』の記事には，この試験調査で「漳州語」「泉州語」「福州語」を区別して調査したというくだりがある（『漢文台湾日日新報』1905年7月20日，影印本203，台北：五南図書出版，

1994年）.

64）『記述報文』，213–217頁．「聾唖」とされた人々（4,077人，人口比で0.1%）は「言語ヲ有セサル者」となっており，話者数には算入されていない（225頁）.

65） ただし，それぞれを常用語とする割合は男性より女性の方が高い.

66）「内地人」で「土語」を話す割合がもっとも高いのは21歳以上（14.9%）で，2番目の7歳〜10歳（5.5%）とは大きな開きがある.

67）『記述報文』，237–250頁.

68）『記述報文』，235頁の表記は67.7%.

69） 上掲書の表記は4.81%.

70）『記述報文』，232–235頁.

71）『記述報文』，222–223頁.

72） 臨時台湾戸口調査部『明治三十八年 臨時台湾戸口調査集計原票（地方之部）』，1907年，576–615頁.

73）『記述報文』，228–229頁．「内地人」は57,335人で日本語は57,626人となっている.

74） 18言語とは，「朝鮮語」「支那語」（略称は「清語」）「独逸語」「英吉利語」「和蘭語」「瑞典語」「諾威語」「希臘語」「羅甸語」「仏蘭西語」「伊太利語」「葡牙利語」「西班牙語」「露西亜語」「印度語」「馬来語」「爪哇語」「呂宋語」である．台北庁には，「印度語」と「呂宋語」以外は話者がいたという.

75）『記述報文』，214–217頁.

76）『顛末』，50頁.

77）『記述報文』，270–272頁.

78）『記述報文』，273–277頁．唯一の例外が，「内地人ノ渡台」の章にある「渡台者百中二回以上ノ渡台者」という表である（『記述報文』，437頁）.

79）『記述報文』，278–282頁.

80） 所帯票記入心得では，年齢を直接記入するのではなく，「各人ノ出生シタル年ノ年号月日ヲ記入スヘシ出生ノ年月日ヲ知ラサル者ハ何年（ナニドシ）（十二支）何歳ト記入シ・・・」となっていた.

81） ただし，男子が学齢者4.7%，学齢以上3.9%であるのに対して，女子はそれぞれ1.2%，1.5%となっている.

82）『記述報文』，294–299頁.

83）「雑報」『台湾統計協会雑誌』第14号，1905年，51頁.

84） 1925年調査と1935年調査は簡易調査であり，言語やかなの読み書きに関する調査はおこなわれなかった.